

高度成長期における大学の「倒産」

— 宮崎県の事例 —

伊 佐 勝 秀*

1 はじめに

かつて「ベバリッジ報告」で有名な W. ベバリッジは、福祉国家が対処すべき「5つの巨悪 (five giant evils)」として「欠乏、疾病、無知、不潔、無為 (want, disease, ignorance, squalor and idleness)」を挙げた (ベヴァリッジ [2, pp.5-6])。これらは各々、社会保障、医療、教育、住宅、雇用 (social security, health, education, housing and employment) の各政策で対応されるべき問題群であり、これらの政策は、英語圏の社会政策の教科書ではしばしば「社会政策の5本柱 (five pillars of social policy)」または「福祉の5本柱 (five pillars of welfare)」等と呼ばれる¹。つまり教育政策は早くから社会政策の最重要政策の一つとして位置づけられてきた。しかし経済協力開発機構 (OECD) などからしばしば指摘されているように、日本の公的教育支出は極めて不十分な水準に止まっており²、学校教育の過半 (特に高等教育) は戦前から現在に至るまで、私学が多くを担ってきた³。それ故、私学政策の歴史や現状の分析は、教育政策ひいては社会政策の一分野として、重要な位置を占めている。そこで筆者は近年、

* 本稿作成に使用した資料の調査にご協力頂いた宮崎県立図書館及び国会図書館のスタッフの方々に、篤く御礼申し上げます。勿論、なおありうべき誤りは、全て筆者の責任である。

1 例えば Hudson et al [1, pp. 4-6] を参照。

2 OECD の直近の調査結果によると、2015年における加盟各国の公的教育支出の国内総生産 (GDP) に占める割合は、日本は2.9%だった。これは、比較可能な34カ国中で前年に続き最低 (OECD 平均は4.2%) である。このことから、教育費が比較的高いのに公的支出の割合は少ないという意味で、教育費用の多くを家庭負担に依存している日本の現状を浮き彫りにしたものと評されている (『公的教育支出、日本は最低、34カ国中、前年に続き、15年の OECD 調査、家庭負担に頼る現状』(『日本経済新聞』2018年9月12日))。

戦後日本の私学政策を、大学を運営する私学（学校法人）の経営問題という切り口から考察を進めている。

私学は、民間主体とはいえ、学校法人という特別な法人格とそれに付随する様々な特典が与えられている。それ故、特に四年制私立大学は長らく経営破綻することがないと思われてきた。しかし2000年代に入り、東北文化学園大学や萩国際大学の民事再生申請をきっかけに認識が徐々に変わり、私立学校再編・再建研究会（編）[9]、岩崎 [6]、小川 [10] など、大学の経営破綻に関する研究が数多く現れるようになった。しかし、実は民事再生法が施行された2000年以前⁴にも、大学を運営する学校法人が「倒産」した事例は、少数ながら複数存在している。筆者の調べた限りでは、該当事例として、1967年の福岡電波学園（福岡工業大学）と南九州学園（南九州大学）、1974年の橘女子学園（橘女子大学）、及び1978年の相模工業学園（相模工業大学）と坂元学園（九州学院大学）の5例がある（名称は一部を除き当時のもの）⁵。興味深いことに、これらはいずれも「倒産」後に何らかの形で大学を存続させて、今日に至っている。

本稿ではこのうち、南九州大学（宮崎県宮崎市）を取り上げる。同大学は、1967年4月の開学直後に「倒産」⁶を経験した。この事件は当時、新聞や一部の研究書⁷で取り上げられ、また国会でも審議される⁸など、全国的にも注目を集めた。しかし、そ

3 文部科学省『学校基本調査』によると、2018年3月末現在で全大学において私立大学の占める比率は大学数で77.2%、学生数では73.7%に及ぶ。言い換えれば、いずれの指標で見ても私立大学が全体の4分の3前後を占めている。

4 2000年以前の主な倒産処理法には破産法と会社更生法、和議法があったが、大学のような非営利法人は経営破綻時に会社更生法を利用することができず、それよりもハードルの高い破産法か和議法しか利用できなかった。このうち、悪評の高かった和議法は2000年の民事再生法施行に伴い廃止された。

5 福岡電波学園の事例については、伊佐 [3] で詳しく紹介した。またこれら5大学の事例の比較検討については、未定稿ではあるが伊佐 [4] を参照。ちなみに、久我山大学と日本商科大学という2つの大学が、いずれも1949年に開校しながら1950年に早くも閉校したという記録がある（喜多村 [7, p. 52]）。また1940年に専門学校から官立大学に昇格しながら1946年に廃止された神宮皇學館大学（1962年に私立の皇学館大学として復活）もある（同大学の沿革（<http://www.kogakkan.ac.jp/Html/history.php>）を参照）。しかし、これらは私立学校法の施行（1951年）以前の過渡期に生じた特殊な事例であり、しかも「倒産」ではなく「解散」または「廃止」である。また近年では、例えば芝浦工業大学の経営危機からの再建過程を紹介した岡本 [5] に「私立大学破綻からの再生」という副題がつけられているが、実際には同大学は「倒産」を経験しているわけではない。なお、文部科学省に問い合わせたところ、同省では大学の倒産事件に関するデータベース等は作成していないとのことである（2017年11月に高等教育局私学部私学行政課の担当者に電話で確認）。

の後の経過についてまとめた文献は見あたらず、それ故か、現在では事件自体がほとんど知られていない。そこで本稿では、主に当時の新聞記事をまとめる形で、この事件の経緯を辿ってみたい。なお言うまでもなく、本稿の目的はあくまで事実の記録にあり、「旧悪を暴く」ことや誹謗中傷にはない。それ故、当時の報道では関係者は実名報道されているが、本稿では一部を除き仮名で表記する。

2 資料について

以下で主に用いる資料は、『南九州大学創立30周年記念誌』と『宮崎日日新聞』である。前者は1998年3月に、南九州大学の創立30周年を記念して発行された校史である。全学や各学科、附属施設、事務部、キャンパスライフの歩みや、付録として歴代学長と総長、都道府県別在学生数、年度別学生数、年度別卒業生数、卒業生の就職状況、更に『宮崎日日新聞』の連載記事「未来へ—南九州大学30周年—」（後述）も転載されており、資料的価値が高い。ただし「倒産」事件についてはほとんど言及されていない。また、これとは別に2009年6月に『南九州大学40周年記念誌—30周年以降の歩み』も発行されていることがわかっているが、これについては所蔵機関が見あたらず、筆者は未見である。

後者は1940年に創刊され、朝刊のみの発行で主に宮崎県を販売エリアとする地方紙である。全国紙では取り上げられないような宮崎県内のニュースに詳しい。同紙の縮

6 「倒産」は、実は法律用語ではない。「破産」は「破産法」という法律もある法律用語であり、破産は裁判所による宣告を経て官報に掲載されるが、「倒産」は新聞で経済事件として報道されるに止まる。東京商工リサーチの説明（「倒産とは…：東京商工リサーチ」（http://www.tsr-net.co.jp/guide/knowledge/glossary/ta_14.html）によると、「倒産」は正式な法律用語でなく、東京商工リサーチが1952年から「全国倒産動向」の集計を開始したことで一般に知られるようになった。……。「倒産」とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態を指す」。一般には「銀行取引停止処分を受ける」ことを以て「倒産」という場合が多く、後述のように本稿でもこの用法を踏襲している。なお、会社更生法（及び民事再生法）の申請を以て「事実上の倒産」と表記するメディアも多い。詳細は、高木 [8, pp. 27-30] の「手形不渡りと倒産」を参照。

7 大沢 [11, pp. 34-6]。なお事件から10年後になるが、尾形 [12, p. 110] では事件について、「M九州大学」として数行で触れられている。

8 第55回国会衆議院文教委員会議録第15号（昭和四十二年六月十四日）（http://kokai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=32212&SAVED_RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=4&DOC_ID=15569&DPAGE=1&DTOTAL=109&DPOS=7&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=39287）の六～八頁を参照。

刷版は出版されていないようだが、バックナンバーが「宮崎県郷土紙デジタルアーカイブ」としてDVD化されており、筆者の確認したところでは宮崎県立図書館と国会図書館に所蔵されている。ただし残念ながら、このデータベースではキーワード検索ができない。そこで主に同紙の社会面を日毎に閲覽して関連記事を渉猟した結果、大学開学前の1966年4月から付属の宮崎高校の存続運動が行われていた1973年12月まで、合計で41本の記事を確認できた。これらの記事は、経緯を把握する上で非常に役に立った。なお宮崎県立図書館には「南九州学園関係」というタイトルの付いた新聞切り抜きファイルが残されており、これらも適宜参照した。「倒産」事件についてはほとんど言及されていないが、『宮崎日日新聞』の連載記事「未来へ—南九州大学30周年—」（1997年10月4日～21日）及び「いのちを学ぶ—南九州大創立50周年—」（2017年12月13日～19日）も、大学の沿革を知る上で有益だった。また、現時点では部分的にしか確認できていないが、『朝日新聞』や『毎日新聞』の関連記事⁹も適宜参照した。以下で参照・摘記した記事は、特に明記していない限り『宮崎日日新聞』のそれである。

3 南九州大学について

南九州大学は、学校法人南九州学園が経営する4年制大学である。南九州学園は、1962年2月にN理事長（当時）により学校法人宮崎高等学校として発足したのをはじまりとする。1965年に法人名を南九州学園に変更し、2年後の1967年には宮崎市に隣接する児湯郡高鍋町に、園芸学科と造園学科の2学科から成る園芸学部のみで4年制単科大学として南九州大学を創設した¹⁰。当時、宮崎県には4年制の私立大学が存在しておらず、それ故に地元の若者の進学先として周囲の期待も大きかったようである¹¹。

また当時、高鍋町では町長が「文教の町高鍋」の実現を公約に掲げて、「誘致推進協議会」を発足させるなど、大学誘致に積極的に動いていた。そうした中で白羽の矢が立ったのが、当時宮崎市に宮崎高校（現在は廃止）、南九州短期大学を開設してい

9 これらは全国版とは異なる地方版の記事で、縮刷版や商用データベースには掲載されていない。そのため、地元の県立図書館等で製本・所蔵されている「原紙」でしか閲覽できない。

10 その後、1976年に農業経済学コースと食品情報コースからなる農業経済学科が増設されたが、2006年に廃止された。

た学校法人南九州学園だった。そこで学園も、宮崎市より地価が大幅に安い高鍋町への進出を決めた。宮崎市に比べ高鍋町は土地が10分の1の値段だったという。校地となった約20ヘクタールの広大な山林のうち、2ヘクタールは町有地の山林が無償譲渡された。民有地の売却については、町の農業委員会が直接、土地所有者と交渉に当たった。地主が136人いたため、昼も夜も交渉に出向いたという。

以上からわかるように、南九州大学は今でいう「公私協力方式」で設置が進められた大学である。買収と並行し、買収が終了した土地で教育棟、管理棟、図書館の建設工事が進められ、結局、買収が終了したのは開学直前の1967年3月だった¹²。

南九州大学では当初、法学部と商学部も開設する予定だったが、文部省の認可が下りず、園芸学部のみの出発となった。後述のように、このことが後の「倒産」の引き金となった。園芸学部自体は、農業県・宮崎にふさわしい学部であり、例えば造園学科については当時、全国の大学で造園技術を学べる学科が他には東京農業大学と千葉大学しかなかったため、毎年全国から学生が集まってきたという。また卒業生の九割が造園関係や自治体などの専門職として就職していた。カリキュラムなどを見ると、園芸学部は農学部に近い¹³。

「倒産」を経験したものの、南九州学園はその後、様々な紆余曲折を経ながら自力で経営再建を果たし、2012年には創立50周年を迎えた。現在はキャンパスを高鍋町から宮崎市に移転し、環境園芸学部と健康栄養学部、人間発達学部の3学部体制となっている。

なお南九州大学の開学に先立ち、1962年4月に前述の宮崎高等学校を、1965年には南九州短期大学を開学している。前者は1974年4月に募集を停止しているが、後者は現在も存続している。詳しい沿革については、本稿末尾の表1を参照されたい。

11 宮崎県における大学等の設置状況については、本稿末尾の表3を参照。表中、国公立大学は「設置」、私立大学は「開学」と表記した。なお表にある九州保健福祉大学の運営主体は学校法人順正学園だが、同学園の現在の理事長・総長は加計美也子氏である。名前からわかるように、同学園は2017年3月に、傘下の岡山理科大学の獣医学部設置問題でメディアを騒がせた学校法人加計学園グループの一員である。詳しくは同学園の公式サイト (<http://junsei.ac.jp/edu/outline/president>) を参照。

12 この節の記述は、宮崎日日新聞の連載記事「未来へー南九州大学30周年ー ①誘致 「文教の町高鍋」目指す」(1997年10月4日)を参照した。

13 例えば農業経済学科の1976年度(開設年度)の専門科目を見ると、「農業経済専門科目」として経済学原論や経営学総論、農業経済学、農業経営学などが並ぶ一方、「技術系専門科目」として栽培学や園芸学総論、園芸実習などが設置されていた(『南九州大学創立30周年記念誌』p.73)。

4 事件の経緯

1967年4月24日、南九州学園は宮崎手形交換所から取引停止処分を受け、経営の行き詰まりが表面化した。これに先立つ22日には、同学園は不渡り手形二枚、計600万円を出して警戒処分を受けていた。当時、同学園の経営は、収人が高校と短大を合わせて月間630万円だったが、これに対して毎月の支出が人件費380万円及び金利負担300万円で、収入を支出が上回る状態にあった¹⁴。

同学園は1962年に宮崎高校を設立して以来、短大と四大を立て続けに設置するなど、急速に経営規模をふくれ上がらせていた（表1参照）。建設資金はほとんど手形や小切手の発行による借入金でまかなっていたため、手形決済に追われ、背伸びした放漫経営が破綻を招き、「倒産」直後の負債は10億円超と算定された。負債のうち、1億5000万円が私立学校振興会（当時）から出ており、この他は主に金融機関と小口金融機関からの借入金であった。小口金融機関については、理事長自身が関西や福岡の金融業者から高利の金を借りており、県外の債権者も少なくなかった。

経営が苦しくなったのは1967年2月からで、前述のように、同学園は当初、法学部、商学部、園芸学部の3学部構想を持っていたが、教職組織に不備があるとの理由で、文部省の認可は園芸学部だけだった。そのため、当てにしていた法・商両学部の入学生の入学金や授業料約6000万円が入らなくなり、これが致命傷になったとされている。しかし、経営破綻の原因はこれだけではなかった。

同学園の経営はN理事長の“ワンマン経営”で、経営責任を持つはずの理事会も過去数年、ほとんど開かれず、文書上、開かれたことになっていただけだったという。また同理事長は学園の他に、タクシー会社や旅館、石油販売店なども経営しており、事件当時には幼稚園も建設中で、県に開園申請を出していた。

行き詰まった学園の再建策を練るため、早くも24日には地元の県議会議員を中心とする「運営委員会」が設置され、再建策を検討する傍ら、理事会も代行することになった。この事件が学生や生徒、父兄、教職員などに与える影響は小さくなかったと思われるが、授業は平常どおり行われた。また南九州大学が立地している高鍋町では、N理事長が大学建設用地資金として高鍋信用金庫から融資を受けた1800万円の利子損失補填をしていたため、同信金から利子103万8000円の支払い請求を受け、その対応

14 「行き詰まった南九州学園 六百万円の不渡り 取り引き停止処分」（1967年4月26日）、「南九州学園で不渡り 宮崎 膨張しすぎた私学」（毎日新聞、1967年4月26日）。

策が町議会で審議される事態となった¹⁵。

2ヶ月半後の7月2日には、N理事長が750万円の横領の疑いで逮捕され、理事宅や学園事務局などが家宅捜索される事態へと発展した。これは、N理事長が私学振興会から学園短大建設資金として借り入れていた4800万円のうち500万円を、知人（のちに学園事務局長）の負債の穴うめに流用して貸していたというものである。更にN理事長は、自身の愛人がクラブ開業資金のために振り出した手形の決済に困っていたのを見て、学園振り出しの額面300万円の手形を独断で割り引いて決済資金に当てていたことも判明した¹⁶。再建の過程で経理関係者や理事長自身も経理の全容を把握していない杜撰さが明らかとなり、当初は10億円程度といわれていた負債額は、運営委員会による精査の結果、手形の乱発などで12億5000万円余に膨らんだ。

これには、理事長個人の負債も含まれていたという。そのため、再建計画の立案にも支障を来し、一時は数人の出資候補者が次々に手を引くという状態だった。こうした中で、関係者の尽力により、神戸市の実業家D氏が学園経営を引き継ぎ、再建を軌道に乗せる運びになった。しかしその後、D氏は諸般の事情でスポンサーを下りることになり、代わって1967年11月に大阪市の実業家M氏が経営を引き受け、南九州大学等の総長には宮崎県地方区選出の参議院議員が就任することになった¹⁷。これにより“経営”と“教育”の責任者を分離した形で再建を進める体制が整い、新理事会の発足と債権者会議を通じた負債整理という具体的な再建策が動き出すことになった。しかし、負債整理は簡単には進まず、それが以下に述べるような債権者との軋轢を生むことになった。

具体的には、1967年6月に大分市の債権者が宮崎地裁に破産の申し立てを行っており、その帰趨が注目されたが、学生の地裁への嘆願書提出などもあり、1968年5月に学園と債権者との間で示談が成立し、破産宣告は避けられた。また1969年4月には経営陣が交代し、M氏が健康上の理由及び本業専念の意向を表明して理事長を退き、代わって大東文化大学の元常任理事で、複数の学園の経営や経営再建にたずさわってきた実績を持つK氏（専門は工業立地学）が就任するなど、理事者の過半数が入れ替わった。新理事の人選には文部省などのあっせんがあったという。ちなみにこの時

15 「高鍋町は実害ない 町長表明 南九州大の利子補償」（1967年12月21日）。

16 「N南九州学園理事長を逮捕」（1967年7月3日）。なお、この知人は9月5日に業務上横領の疑いで逮捕・起訴された（「K経理部長逮捕 南九州学園 一千万円横領の疑い」（1967年9月7日））。

17 「M理事長にH総長 南九州学園再建メンバー決定」（1967年12月17日）。

点で、負債は11億4000万円と報道されている¹⁸。

上記のように破産宣告こそ回避したものの、債務の償還等に関する債権者との調整は難航し、学園施設の競売等を求める動きも表面化した。学園は経営難打開のため教職員削減などを進めていたが、債務支払いの遅れ（一部凍結）をめぐって理事者側と債権者側の関係がぎくしゃくし、1969年8月には一部の債権者の申し立てで運動場が競売され、債権者の手に渡る事態となった。早期支払いを迫る債権者が校舎や付属施設の競売に踏み切るうわさも出たが、「授業に支障を与えまい」とする関係者の動きで話し合いが続けられた。その結果、同年11月に1970年4月に債務支払いを始めることで合意が成立し、競売は中止された。そして同月下旬には債権者代表10人が集まって「南九州学園後援会結成大会」が開かれ、自力での経営再建の足取りをたどることとなった¹⁹。

なお、1974年2月から3月にかけて、宮崎高校の募集停止などを巡って学生の退学処分や教授ら6人が解雇されたことを巡る紛争も起きている²⁰が、本稿では割愛する。

5 おわりに

本稿では、高度成長期における大学の「倒産」事件として、南九州大学の事例を取り上げ、その再建過程をたどった。同大学の再建の要因としては、

- **大学としての希少価値の存在**：第3節で述べたように、園芸学部は全国的に見ても希少な存在で、それ故に集客力も高かった。言い換えれば、当初開設が予定されていた法学部や商学部のような「ありきたり」の学部しかなければ、存続できなかったかもしれない。
- **スポンサーの早期獲得**：ただし安定したスポンサーはみつからず、最終的には自力再建の道を選ばざるを得なかった。
- **地域の支援**：当時、宮崎県唯一の4年制私立大学として、地元の若者の進学先または県外流出への歯止めとして、南九州大学に対する周囲の期待は大きかった。また、大学誘致のために校地の一部を無償譲渡したり融資の利子について損失補填契約を結ぶなど「公私協力方式」で設置を進めてきた高鍋町には「埋没費用」

18 「新理事長にK氏 南九州大学 経営陣交代で再建へ」（1969年4月8日）。

19 「競売は見合わせる 南九州学園 債権者、再建に協力」（1969年11月27日）、「まず学生確保に全力 債権者の後援会が発足 南九州学園」（1969年11月28日）。

20 「まだ遠い全面解決への道 南九州大紛争を追って」（1974年3月27日）。

が発生していたため、同大学の再建にコミットメントせざるをえなかったという事情も、再建支援の理由として考えられる²¹。

- **行政の協力**：理事者の人選であっせんを行うなど、「黒子」として文部省（高等教育機関所管）や宮崎県（中等教育機関所管）が果たした役割は小さくない。ただし、南九州大学の設置申請に際して、現地調査をせずに書面審査だけですませていたことが後に新聞報道されており、文部省にも手続き上の瑕疵があったことが、この事件の一因になったようである²²。

などが挙げられよう。また本件の現代への教訓としては、

- **ワンマン経営の危うさ**：学園理事長が大学学長を兼任して理事会を形骸化させ、更に理事長が学校法人以外に会計区分をしないまま事業法人も兼営して、前者の資金を後者に私的流用していたことが事件の一因となった。
- **規制主体と規制客体との間の「情報の非対称性」問題**：本件では前者が文部省等の所轄官庁、後者が学校法人（南九州学園）に相当し、後者の財務情報や校納金の私的流用等の問題行為が前者によって事前に把握できなかったことが事件につながった。これは経済学的に言えば「エージェンシー問題」（情報の非対称性から生じる利益相反問題）と理解できる。こうした問題に対処するためのモニタリング制度として、文部省令の「学校法人会計基準」が制定されたのは事件後の1971年²³で、その意味で本件は政策過渡期の出来事であったと位置づけられる。また上述のような文部省の責任監督行政の杜撰さも指摘できるかもしれない。
- **自治体による大学誘致の危うさ**：これは上述の「情報の非対称性」問題でもある。昨今、過疎対策または「町おこし」として「公設民営」方式で大学を設置運営することがはやっているが、その問題点が、早くもこの時期に発生していたと言えよう。

などが挙げられる。これらの問題は、程度の差こそあれ現在でも観察される現象であり、その意味で本件はなお、示唆に富む事例といえよう。

最後に、本稿で明らかにできなかった点がある。例えば、12億5000万円余と算定された負債の完済はいつなのか、N理事長らの確定判決（量刑）はどうだった

21 余談めくが、前述のように『宮崎日日新聞』では、南九州大学の創立30周年及び50周年に際して連載記事が組まれている。周年事業として地元紙で特集記事が2度も組まれた大学など、全国でも稀ではないだろうか。

22 「不正に認可受ける 南九州学園申請の大学」（朝日新聞、1967年10月2日）。

23 本稿末尾の表2を参照。

のか、などの点は、現時点では資料不足で不明である。また南九州学園には、宮崎高校の教職員主体の教職員組合が存在していたことがわかっている。例えば「倒産」直後の1967年4月26日に、学園による賃金未払いを不服として、当面の賃金を確保するために教職員の事務机その他の有体動産差し押え仮処分の申請を宮崎地裁に起こしている²⁴。しかし、組合活動の詳細については断片な情報しか入手できなかった。これらの点の究明は、今後の調査課題としたい。

参考文献

- [1] John Hudson, Stefan Kuhner and Stuart Lowe. *The short guide to social policy*. Policy Press, 2015. (2nd ed.).
- [2] W. H. ベヴァリッジ/山田雄三 (監訳). 『社会保険および関連サービスーベヴァリッジ報告』. 至誠堂, 1969年. (社会保障研究所翻訳シリーズ〈no. 7〉).
- [3] 伊佐勝秀. 「学校法人の「倒産」と労使関係ー福岡県の事例ー」. 社会政策学会第135回大会報告論文, 2017年.
- [4] 伊佐勝秀. 「大学の経営破綻と再生ー2000年代以前における5事例の比較検討ー」. 社会政策学会第137回大会報告論文, 2018年.
- [5] 岡本史紀. 『私学の再生経営ー私立大学破綻からの再生ー』. 成文堂, 2013年.
- [6] 岩崎保道. 「学校法人における倒産事件の課題整理」. 『非常利法人研究学会誌』, Vol. 16, pp. 125-132, 2014年.
- [7] 喜多村和之. 『大学淘汰の時代ー消費社会の高等教育』. 中央公論社 (中公新書), 1990年.
- [8] 高木新二郎. 『企業再生の基礎知識』. 岩波書店 (岩波アクティブ新書), 2003年.
- [9] 私立学校再編・再建研究会 (編). 『学校の再編と再建』. 商事法務, 2011年.
- [10] 小川洋. 『消えゆく「限界大学」: 私立大学定員割れの構造』. 白水社, 2016年.
- [11] 大沢勝. 『日本の私立大学』. 青木書店, 1968年.
- [12] 尾形憲. 『私立大学ー“蟻地獄”のなかから』. 日本経済新聞社 (日経新書), 1977年.

24 「賃金未払い六百万円 労基署が立ち入り検査 南九州学園」(1967年4月27日)、「未払い賃金確保の差押え仮処分 南九州学園労組」(朝日新聞, 1967年4月27日)。

表1 南九州学園の歩み

1962年	学校法人宮崎高等学校及び宮崎高等学校の設置認可（2月8日） 宮崎高等学校開学（4月1日）
1965年	学校法人名を南九州学園に変更、南九州短期大学英語科の設置認可（1月25日）
1966年	南九州短期大学に教養科、体育科の増設認可（1月27日）
1967年	文部省に南九州大学の設置を申請（法学部、商学部、園芸学部）→大学設置審議会と私立大学審議会にて園芸学部のみ認可（1月17日） 南九州大学園芸学部園芸学科、造園学科の設置認可（2月7日） 高校教員への給与の遅配が生じる（2月） 開学式（4月19日） 宮崎手形交換所から取引停止処分を受け、経営の行き詰まりが表面化（4月24日） 高校の教職員のうち91人で南九州学園教職員労組が結成され、県労評に加盟（4月10日）
1973年	造園学科を造園学コース・緑地工学コースの2コース制に（4月）
1974年	宮崎高等学校の募集停止（4月1日）
1975年	園芸学科に園芸学と農業経済学の2コースを設ける（4月）
1975年	農業経済学科（入学定員50人）を増設（4月）
1976年	宮崎高校が休校に（4月）
1979年	園芸学科を園芸学コース・観賞園芸学コースの2コース制に（4月）
1986年	食品工学科（入学定員50人）を増設（4月） 農業経済学科を農業経済学コース・情報処理コースの2コース制に（4月）
1992年	宮崎高等学校が正式に廃止に
1996年	農業経済学科の情報処理コースを食品情報コースと改称（4月）
2002年	園芸学部を園芸学部（園芸、食品工学科）と環境造園学部（造園、地域環境学科）の2学部に変更（4月） 園芸学部造園学科及び農業経済学科の募集停止
2003年	南九州短期大学を宮崎キャンパスに移設/健康栄養学部の設置認可（4月）
2009年	都市部への移転開始/2学部を統合し、環境園芸学部（環境園芸学科）に改編（4月） 人間発達学部設置認可（子ども教育学科（10月30日）
2010年	高鍋から都城へのキャンパス移転終了
2017年	南九州大学高鍋キャンパス閉鎖（9月30日）
2019年	高鍋キャンパス跡地にキヤノンのデジタルカメラ工場を建設・稼働（予定）

表2 私学助成関連年表

1949年	私立学校法の制定
1952年	私立学校振興会法の制定/(財)私学教職員共済会の発足
1954年	私立学校教職員共済組合の設立 (財私学教職員共済会の後身)
1969年	臨時私立学校振興方策調査会の答申 (私学への積極的な経常的経費助成を提言)
1970年	私立大学等に対する経常的経費に対する国庫補助 (私立大学等経常費補助金) の創設 特殊法人「日本私学振興財団」が発足 (私立学校振興会の後身) 私立学校法の改正 (経常的経費補助金の交付を受ける学校法人への適切な会計処理を義務化)
1971年	「学校法人会計基準」(文部省令) の制定
1975年	私立学校振興助成法の制定 (翌年度から施行)
1997年	日本私立学校振興・共済事業団法の公布
1998年	日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散し、日本私立学校振興・共済事業団を設立

表3 宮崎県の大学等の設置状況

1954年	宮崎大学 (農学部、学芸学部、工学部) 設置 航空大学校設置
1955年	日向学院短期大学開学 (1990年廃止)
1965年	宮崎女子短期大学 (現・宮崎学園短期大学) 開学 南九州短期大学開学
1967年	南九州大学開学
1967年	緑ヶ丘学園短期大学開学 (2011年廃止)
1974年	宮崎医科大学 (現・宮崎大学医学部) 設置
1987年	宮崎産業経営大学開学
1993年	宮崎公立大学設置
1994年	宮崎国際大学開学
1997年	宮崎県立看護大学設置
1999年	九州保健福祉大学開学